

# 明治大学への寄付お申込に際して

## 1. 申込書類

法人様が明治大学に対して行った寄付金につきましては、法人税法に基づき、当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入の方法には、「受配者指定寄付金」と「特定公益増進法人に対する寄付金」の2種類がございます。お申し込み時にいずれかを選択していただきます。 ※それぞれの詳しい説明は裏面をご覧ください。

### (1) 受配者指定寄付金

指定寄付金申込書（本学宛）及び寄付申込書（事業団宛）を大学支援事務室までご提出ください。

### (2) 特定公益増進法人に対する寄付金

指定寄付金申込書（本学宛）のみを大学支援事務室までご提出ください。

※指定寄付金申込書（本学宛）及び寄付申込書（事業団宛）は、募金ホームページからダウンロードできます。

<https://www.meiji.ac.jp/bokin/supporter/index.html>

## 2. 寄付金の振込

下記のいずれかの方法により、お振込みください。

### (1) 「明治大学寄付金口」宛の専用払込取扱票での振込（この場合、ゆうちょ銀行・郵便局及びみずほ・三井住友・三菱UFJ銀行の本・支店を通じてお振込みされますと、振込手数料はかかりません）

### (2) 下記大学口座への振込（振込み手数料はご負担願います）

みずほ銀行	神田支店	普通	1276872	(学)明治大学 寄付金口	がく)メイダ ｲｸﾞｷｷﾝｸﾞチ
三井住友銀行	神田支店	普通	0111037		同上
三菱UFJ銀行	神田支店	普通	0030536		同上

### (3) 現金を直接大学支援事務室へお持ちいただいてもお受けいたします。

## 3. 書類送付・お問い合わせ先

学校法人明治大学 大学支援事務室

〒101-8301

東京都千代田区神田駿河台1-1

Tel.03-3296-4057・4059 (FAX4366)

e-mail : bokin@mics.meiji.ac.jp

2018.4

# 法人が行う寄付に対する税法上の優遇措置について

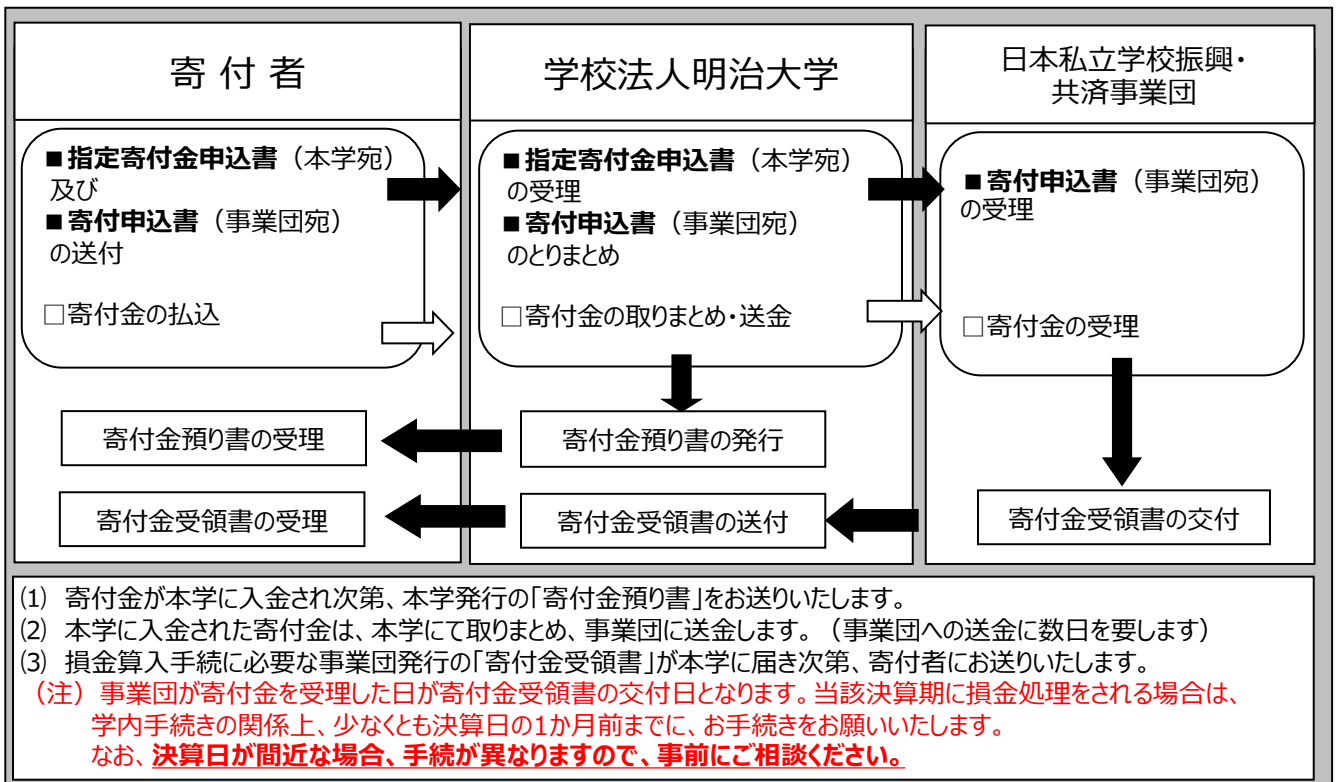
法人様が明治大学に対して行った寄付金につきましては、法人税法に基づき、当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入の方法には、「受配者指定寄付金」と「特定公益増進法人に対する寄付金」の2種類がございます。

## 1. 受配者指定寄付金

寄付金の全額を寄付した事業年度の損金にすることができます。

この税法上の優遇措置を受けるには日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という）宛に申込手続をする必要がありますが、事業団への諸手続は本学で行います。なお、損金算入手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。「寄付金受領書」は、本学を經由して寄付者にお送りいたします。なお、決算月に寄付を予定されている場合、手続が異なる場合がありますので、予め大学支援事務室までお問い合わせください。

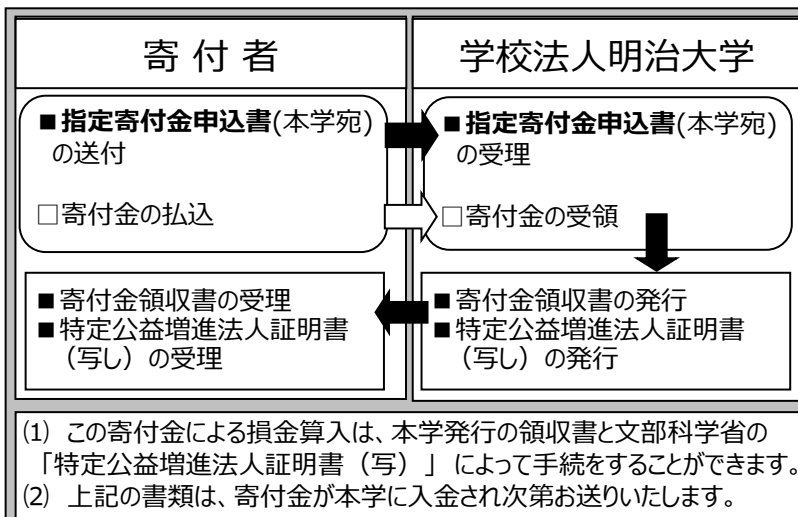
### 【手続の流れ】



## 2. 特定公益増進法人に対する寄付金

法人様が明治大学に寄付された場合、特定公益増進法人に対する寄付金として、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金として算入できます。

### 【手続の流れ】



### 特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額の計算方法

$$A: \text{資本金等の額}(\ast) \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000}$$

$$B: \text{寄付金支出前の当期の所得金額} \times \frac{6.25}{100}$$

$$(A+B) \times \frac{1}{2} = \text{損金算入限度額}$$

(※) 資本金等の額

期末資本金額と期末資本積立金額の合計額

◎計算例

資本金等の額2000万円、所得金額1400万円、1年決算法人の場合

$$(2000\text{万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1000} + 1400\text{万円} \times \frac{6.25}{100}) \times \frac{1}{2} = 475,000\text{円}$$

・上記限度額を超えた金額は、一般寄付金の損金算入限度額まで損金に算入できます。